

(様式 1)  
 審査基準（申請に対する処分関係）

		担当課	林業政策課	検索番号	5-5
法令名	森林組合法	根拠条項	12		
許認可等	受託者の辞任の許可				
<p>森林組合法（昭和 53 年 5 月 1 日 法律第 36 号）          (根拠規定)          第 12 条          信託組合への信託については、信託法に規定する裁判所の権限（次に掲げる裁判に関するものを除く。）は、行政庁に属する。</p> <p>1 信託法第166条第一項の規定による信託の終了を命ずる裁判、同法第169条第 1 項の規定による保全処分を命ずる裁判及び同法第173条第一項の規定による新受託者の選任の裁判</p> <p>2 信託法第180条第 1 項の規定による鑑定人の選任の裁判</p> <p>3 信託法第223条の規定による書類の提出を命ずる裁判</p> <p>4 信託法第 230 条第 2 項の規定による弁済の許可の裁判</p> <p>信託法第 57 条第 2 項          受託者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。</p> <p>(許認可等の基準)          森林組合等関係法令の処分に係る審査基準等の設定について（平成 29 年 4 月 10 日付け 29 林第 13 号農林水産部長通知）</p> <p>1 審査基準          (3) 法第 12 条の規定による信託法（平成 18 年法律第 108 号）第 57 条第 2 項の特例による森林組合の受託者の辞任の許可は、天災等により森林組合が事業継続不能に陥った場合等やむを得ない事情がある場合において、委託者、受益者等信託契約に係る他の当事者の利益を害することがないと認められる場合に行う。</p> <p>(その他)</p>					